

と思つて穩健着實な日本労働總同盟を選んで加入したので
す、然るに暗い處のある會社は何を誤解してか組合の中心
人物四名を解雇したのです。

三、我等の行動

此年の暮に妻子をかへて解雇せられた四名に私共一
同が同情して復職を歎願した處會社社長は、年の
暮であらうが、子供が何人あろうが會社の
知つた處でない、何時解雇仕様と當方の勝手だ君達
から復職、歎願等をされる事は甚だ迷惑だとの暴言に依
つて私共の復職、歎願を拒絶したのです。

市民諸君！我々も人間です、日本人としての血もあれば
涙もあります、かゝる非人道的暴虐なる會社の態度に對
し歎願する事が出来ず、斷然起つて戦ふ決心を致したので
あります。

四、會社の酷使状態

キレー紙工場は今より約三十年前に前社長（現社長父）
が極めて小額な資本にて「手スキ」の小工場を建設し其の
利益に依つて、今日の資本百萬圓と成つたのである。其の
資本の大半は我々の血と涙との結晶に外ならぬ、然るに従
業員の待遇は悪く帝都の真中に斯の如き工場があるかと
思われる様な状態で勤務は晝夜二交代であつて晝勤十一
時間、夜勤十三時間で給料は最高六十圓（十年以上勤続）

一九二八、一一、一六、

日本労働總同盟

合がなかつたために今日迄がまんして來たのです。

六、要求條件

一、解雇者四名ヲ復職セラレタシ 二、就業時間八十時間
制度トシ時間外就業ニ對シテハ一時間ニ付キ日給十分ノ
割合ヲ以ツテ支給スル事

例 晝業 十一時間 日給十分ノ十二、

三、食費ノ改善スルコト 四、職員工員ノ別ナク工規ヲ
遵守スルコト 五、工場内ニ於テ喧嘩ニワケル事アルモ
業能率上ニ關シテハ規則第四十七條ノ四ニ當セサルコト
六、今回ノ問題ニハ絶對ニ犠牲者ヲ出ササルコト 七、婦人
及幼年工ニ殘業ヲ強要セザルコト 八、日曜臨時出勤ノ場
合ハ代休ヲ取ラセラルコト 九、年二回ノ定見昇給ヲ爲スコ
ト 十、労働組合ヲ絶對ニ承認セラルコト 十一、機關ノ夜
勤一名、配合ノ晝夜各一名ツ、ヲ増員スルコト 十二、爭議
中日給ヲ支給スルコト

右の如く會社の行爲は、自己利益のために人間を無視し
社會を僞瞞し時代に逆行して労働者の團結權を蹂躪し
とするものであるが故に我々は正義のために會社が反省す
るまで戦ひを續ける決心である。

何卒私共の意のある處を御請願下さいまして此の正義
の戦ひをして私共に勝たしめるべく御聲援あらん事を切
望致しますと同時に爭議中の御迷惑を御わび致して置ます。

中央合同労働組合キレー紙支部
堀内キレー紙爭議團本部

小石川米川下二五、本町方
市電米川下町下車